

## **[事案 30-295] 新契約無効請求**

・令和元年 10 月 11 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人に第 1 回保険料充当金領収書の日付を改ざんされたこと、契約内容について誤った説明を受けていたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 2 月に契約した、家族収入保険（契約①）および 2 件の医療保険（契約②・③）について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

(1) 申込みをした翌日に第 1 回保険料充当金を支払ったが、募集人に領収証の日付を改ざんされ、約束より遅い平成 26 年 2 月 1 日付の契約とされた。

(2) 数年経ち、契約前に受けた以下の説明の内容と実際の契約内容が異なっていることがわかった。

- ・契約①について、高度医療とは、低度でも介護が必要になった状態から寝たきりになるまで保障する。
- ・契約②について、カタログの傷病一時給付金支払例に記載の給付金額（各例）の 10 倍受け取れ、最高 500 万円保障する。
- ・契約③について、外資系のため日本の規制を受けないので、どこの病院でも先進医療の保険が適用される。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人から第 1 回保険料充当金を受領した日と異なる日付を同領収証に記載したこと、契約日が平成 26 年 2 月 1 日となったことは認める。

(2) 募集人は申立人の主張するような誤説明はしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の契約内容に関する説明に誤りがあったとは認められないものの、募集人には領収証日付を改ざんするという不適切行為が認められたことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。